

2016年2月23日

## 米国はいかに国民の退職後を支援しているか： 給付金は高所得者に「傾斜」しているわけではない

文責：ピーターJ.ブレイディ

ICI Viewpoints シリーズ 第2回

筆者の新刊、「米国はいかに国民の退職後を支援しているか – “DC年金は高所得者優遇”という社会的通念への挑戦」では、米国の労働者が退職後の生活資金を積み立てる主要政策から、個人が受ける恩恵である公的年金と、拠出金によって蓄積された企業年金（伝統的な年金と401(k)プランなどの確定拠出型年金の両方）に対する課税繰延についての分析を行っています。

これらの制度から誰が恩恵を受けているかについての既存の研究は、通常、両制度を別々に調査しているため、退職年金制度について誤った認識を与えてしまっています。ICI Viewpointsシリーズ第1回でご説明した通り、公的年金制度の給付方式は累進的であり、低所得者ほど給付金全体に占める割合が高くなるようになっています。公的年金制度は、そのような労働者の主要な退職後生活資金となるように設計されており、一方で高所得者は、公的年金給付では足りない部分を補うため、企業年金からの給付金に対する依存度が高くなっています。

課税繰延のメリットだけに焦点を当てた調査研究や政策議論では、公的年金制度が果たす重要な役割が無視され、高所得者の方が金額的にも、また所得に占める割合でも、課税繰延からより大きな恩恵を受けているという事実だけが強調されてしまっています。その結果、筆者が本で取り上げたような「都市伝説」が生まれてしまっているのです。

- » **都市伝説**：退職年金制度は逆進的であり、その恩恵は所得水準が高ければ高いほど大きくなる。
- » **真実**：退職年金制度は累進的である。生涯所得に対する割合で見ると、低所得者ほど公的年金からの恩恵を大きく受け、高所得者ほど課税繰延の恩恵を大きく受ける。両者を総合的にみると、低所得者が受ける恩恵の方が大きくなる。

### 同じ物差しで測る

公的年金と課税繰延の合計メリットを測るためには、共通の基準が必要です。これまでの研究では、これら2つの制度をそれぞれ異なる方法で測定していました。つまり、公的年金制度の恩恵は、生涯ベースで純給付金（給付金の現在価値から公的年金に係る給与税の現在価値を差し引いたもの）として計算されるのに対し、課税繰延の恩恵は通常、年間ベースで租税支出（実際に支払った税金と、税法上課税繰延が認められない場合に徴収される税金との差額）として見積もられているのです。

そこで筆者は、ふたつの制度のメリットを測定するに当たり、共通の物差しとして次のものを採用しました。それは、様々な所得層に属する**サンプル労働者6人**の生涯にわたる税支出です。そのために、私は3つのシミュレーションで、以下を算出しました。

1. 現行の公的年金制度と401(k)プラン下での、各労働者の生涯純納税負担額（支払うべきすべての所得税と給与税の現在価値から、受け取るべき公的年金給付金の現在価値を差し引いたもの）
2. 課税繰延がないものとし、同額の給与（雇用者と被雇用者の両方の拠出金を含む、税引き後の金額）を課税繰延対象ではなく課税対象となる投資口座に入金した場合の、各労働者の生涯純納税負担額
3. 課税繰延と公的年金の両方がないものとし、401(k)プランの拠出金と社会保障税（雇用者と被雇用者の負担分、税引き後）の両方を課税対象の投資口座に入金した場合の、各労働者の生涯純納税負担額

## 課税繰延：誤解されがちな基本事項

結果をお話する前に、課税繰延の仕組みをご説明しましょう。政策議論の多くで、課税繰延は、税額控除（住宅ローン利子の控除など）や免税（雇用者負担の健康保険の免税扱いなど）と同じメリットがあるかのように取り扱われています。しかし、税額控除や免税が、納税者からIRSへの申告に影響を与えるのは、住宅ローンの利子を支払った年や健康保険が供与された年の1回だけです。課税繰延は、以下の3回にわたって労働者の納税に影響を与えます。

1. 雇用者や従業員が年金に拠出を行うと、その拠出金は所得から除外される（納税額が減少）
2. 年金資産が投資収益を生むと、その収益は所得から控除される（納税額が減少）
3. 通常は退職後のこととなるが、労働者が年金口座から資金を引き出すと、引き出した資金の全額が所得に合算される（納税額が増加）

つまり、課税繰延の1回目の効果は、税額控除や免税と同じですが、繰延の正味の効果は、部分的に相殺し合う3つの効果の複雑な組み合わせになるのです。簡単に言うと、*所得税を繰延べた者は、後日そのメリットの一部を払い戻さなければならない*、ということです。メリットを完全な形で会計的に表すには、労働者の生涯にわたる納税負担額をひとつの数字（税負債額）にまとめて計算しなければなりません。それが、今回の調査で筆者が行ったことです。

## 課税繰延のメリットは、どの所得層でもほぼ一定

最初の図は、第1と第2のシミュレーション結果を比較することで、課税繰延のメリットを測定したものです。

図 1:

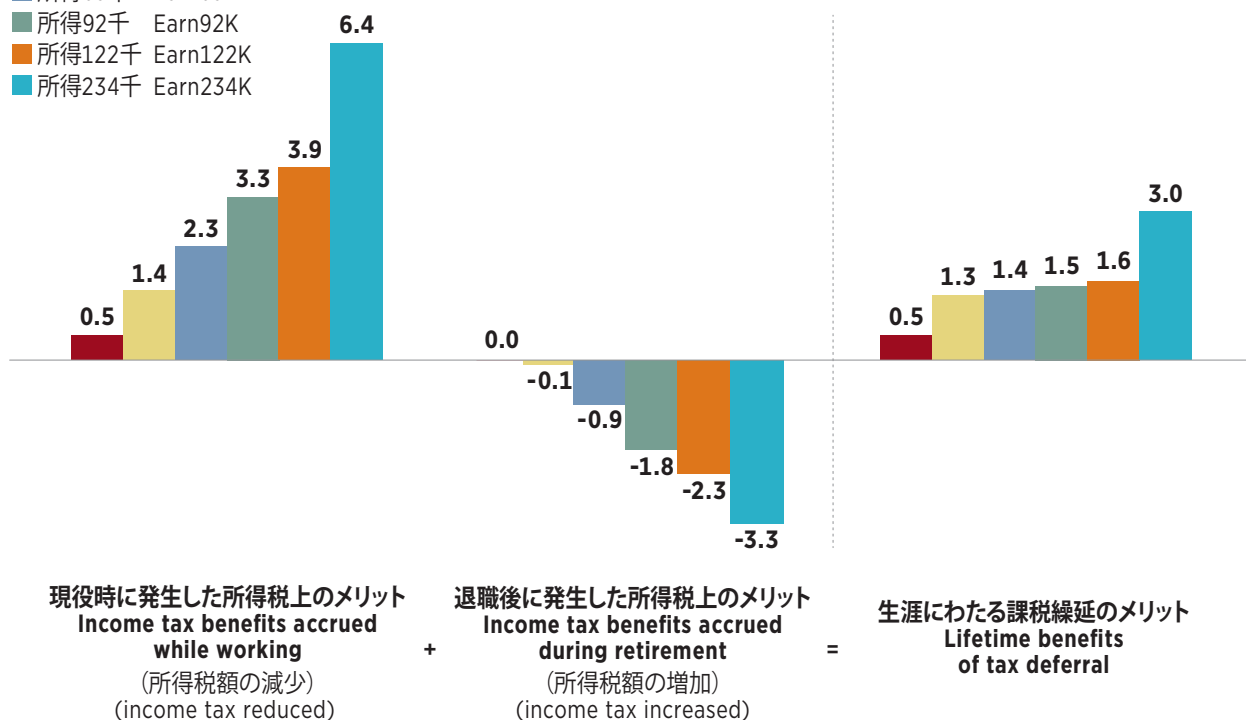
### 生涯所得別の課税繰延効果の現在価値

様々なレベルの生涯所得を持つ代表的な個人について、32歳から66歳までに得られた総報酬<sup>2</sup>の現在価値に対する、課税繰延による純減税額<sup>1</sup>の現在価値の割合として表される課税繰延の効果

#### 生涯所得の推移<sup>3</sup>

##### Lifetime earnings path<sup>3</sup>

- 所得21千 Earn21K
- 所得43千 Earn43K
- 所得69千 Earn69K
- 所得92千 Earn92K
- 所得122千 Earn122K
- 所得234千 Earn234K



<sup>1</sup> 課税繰延がない場合、401(k)プランは存続するものの、課税対象の投資口座として扱われると想定。想定される拠出行動については、[ICI Viewpointsの図2を参照のこと](#)。401(k)アカウントへの拠出金は、利息が3.0%+インフレ率の利付債に投資され、累積資産は退職時に保険数理的に公正なインフレ率に連動した即時型終身年金を購入するために使用されると想定。

<sup>2</sup> 総報酬とは、賃金、給与所得、給与税の雇用者負担分(老齢・遺族・障害保険[OASDI]と病院保険[HI])、および401(k)プランへの雇用主のマッチング拠出金の合計を指す。

<sup>3</sup> 労働者サンプルの生涯所得の推移は、「[Brady 2010](#)」で導き出されたものである。詳細については、こちらの[ICI Viewpoints](#)を参照のこと。

注記：四捨五入しているため、各要素の合計が総数と一致しない場合があります。

出典：ICIによるシミュレーション

左端の棒グラフは、労働者が現役時に退職年金に拠出した金額(雇用主または従業員による)に対する課税繰延によって得られるメリット、つまり、拠出金とその拠出金から生じる投資収益を課税所得から控除することによる節税効果を表しています。生涯所得に対する節税効果の割合は、最も低所得者である「所得21千」の0.5%から、最も高所得者である「所得234千」の6.4%まで、所得額に応じて上昇します。

中央の棒グラフは、大半の労働者が課税繰延によって退職後に被るコスト（負のメリット）、つまり、拠出金と投資リターンの両方を含む全給付金を所得に加えた場合に生じる納税額の増加分を示しています（最低所得者である「所得21千」は、課税繰延の有無にかかわらず、退職年金について税金を支払うことはありません）。生涯所得に占める割合で見ると、納税額の増加分は所得額に応じて上昇しており、年間所得43,000ドルの労働者では0.1%、234,000ドルの労働者では3.3%となっています。

ここで留意すべきは、現役時代に最も納税額を減らした労働者が、退職後には最も納税額が増えてしまう点です。従って、これら2つの効果を合わせると、3つ目の棒グラフに示されているように、課税繰延の生涯メリットは、生涯所得に占める割合としては比較的フラットになります。生涯メリットは、最低所得者で生涯所得の0.5%、最高所得者で3.0%となっています。その間の4人の労働者については、メリットは生涯所得の1.3%から1.6%と、格差は小さくなります。顕著な特徴としては、所得分布上これらの4人の労働者間に大半の者が収まってしまうことです。たとえば40歳の時点での「所得43千」は、35~44歳の全労働者の年収下位46パーセントの位置にあり、「所得122千」は同92パーセントに位置しています。

(このような生涯メリットのパターンが生じる原因は複雑であり、このために筆者の著作が大変長くなってしまいました。但し、このシリーズの次の記事で説明するように、このパターンは労働者の限界税率が原因というわけではありません。)

生涯メリットの予測値は、なぜ課税繰延による一時的な恩恵のみに焦点を当てた政策議論が誤解を招くのかを浮き彫りにしています。所得水準が最も高い者の場合、課税繰延は生涯で支払う税金の総額よりも、課税されるタイミングに大きな影響を与えます。現役時代に得られた税制上の優遇措置の半分以上が、退職後により高い税を支払うことによって、奪われてしまうからです。

## 公的年金のメリットは低所得者ほど大きい

下の図は、公的年金と課税繰延を組み合わせた場合のメリットを示したもので、第1のシミュレーション（現行の税制・年金システム）の純税負担額と、第3のシミュレーション（公的年金と課税繰延の両方を課税対象の投資口座に置き換えた場合）の純税負担額を比較して算出しました。複雑なので、順を追ってご説明します。

図 2

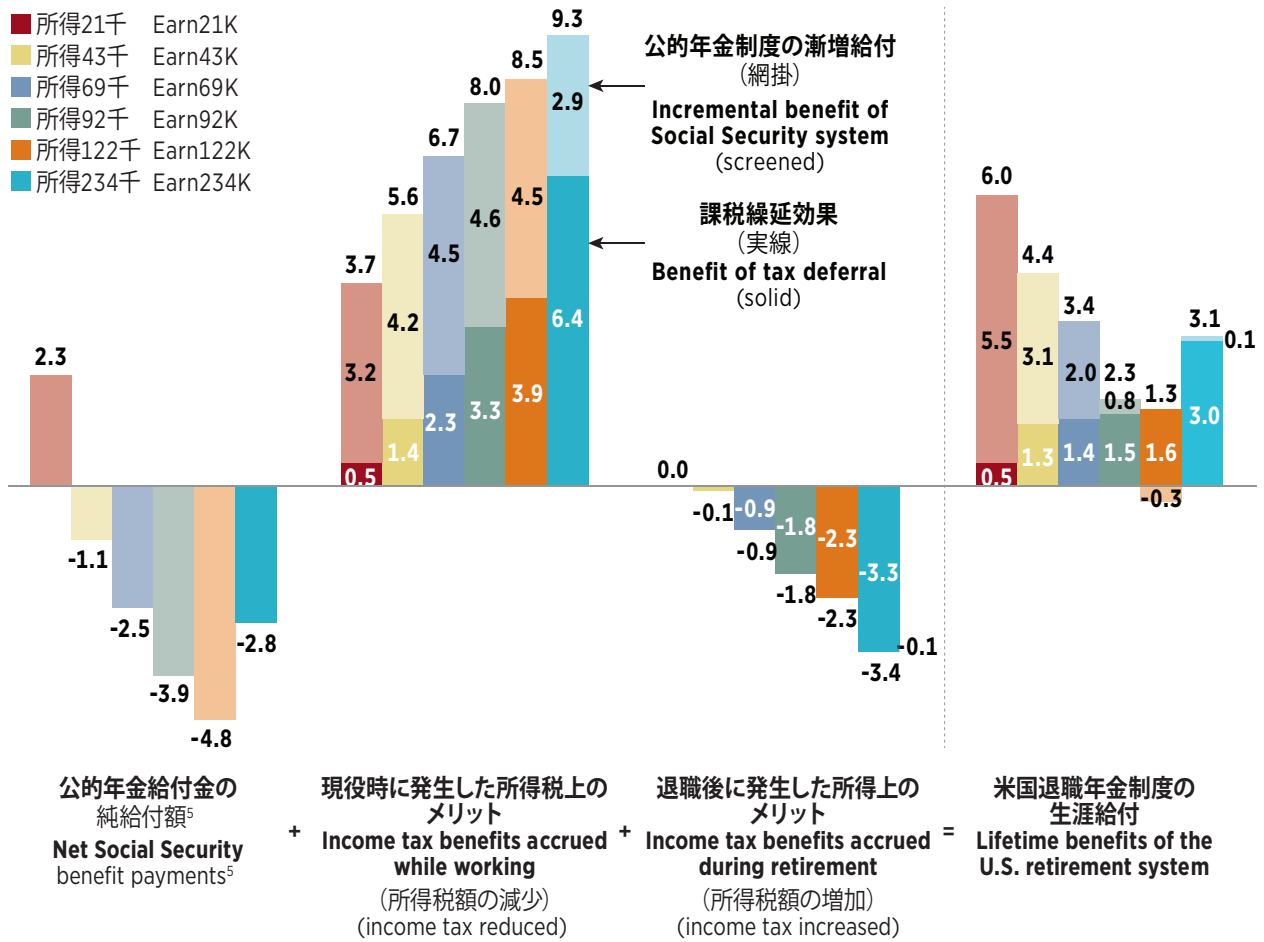
## 米国退職年金制度の税効果の現在価値（生涯所得別）

米国退職年金制度のメリットは、課税繰延による納税額の純減の現在価値で表され<sup>1</sup>、現行の公的年金制度<sup>2</sup>は様々なレベルの生涯所得を持つ代表的な個人が32歳から66歳までに得た総報酬<sup>3</sup>の現在価値に対する割合として表される

### 生涯所得の推移<sup>4</sup>

#### Lifetime earnings path<sup>4</sup>

- 所得21千 Earn21K
- 所得43千 Earn43K
- 所得69千 Earn69K
- 所得92千 Earn92K
- 所得122千 Earn122K
- 所得234千 Earn234K



<sup>1</sup> 課税繰延がない場合、401(k)プランは存続するものの、課税対象の投資口座として扱われると想定。想定される拠出行動については、*ICI Viewpoints* の図 2を参照のこと。401(k)アカウントへの拠出金は、利息が3.0%+インフレ率の利付債に投資され、累積資産は退職時に保険数理的に公正なインフレ率に連動した即時型終身年金を購入するために使用されると想定。

<sup>2</sup> 現在の公的年金制度がない場合、公的年金として課税対象となる個人投資口座の制度を設立することを想定している。社会保障税 (OASDI (老齢・遺族・障害保険 [OASDI])) の雇用者負担分と被雇用者負担分) は、投資口座に拠出される。投資は、401(k)口座と同様のものを想定 (注1を参照)。

<sup>3</sup> 総報酬とは、賃金、給与所得、給与税の雇用者負担分 (OASDI と病院保険 [HI])、および401(k)プランへの雇用者のマッチング拠出金の合計を指す。

<sup>4</sup> 労働者サンプルの生涯所得の推移は、「Brady 2010」で導き出されたものである。詳細については、こちらの *ICI Viewpoints* を参照のこと。

<sup>5</sup> 公的年金給付金の純額は、受給すべき給付金の正味の現在価値から、支払うべき税金 (雇用者と被雇用者のOASDI税) の正味の現在価値を差し引いて算出される。

注記：四捨五入しているため、各要素の合計が総数と一致しない場合があります。

出典：ICIによるシミュレーション



**公的年金の純給付金受領額：**左端の棒グラフは、公的年金制度による給付額をひとまとめに合算したもの、すなわち、労働者が受け取る公的年金給付金と労働者が支払う社会保障税の現在価値での差である純給付金受領額の、生涯所得に対する割合を示したものです。純給付金受領額は高い累進性を示しており、最低所得者ではプラス、それ以外の労働者では全てマイナスとなります。最高所得者である「所得234千」の場合、その影響は小さくなります。なぜなら、この層では賃金の約半分（2014年は117,000ドル）のみが社会保障税の課税対象であり、かつ公的年金給付額の計算にカウントされるからです。

これらの棒グラフは、これまでの公的年金の研究で使われてきたメリットの測定方法を示しています。

**公的年金が所得税に与える影響：**しかし、公的年金のメリットを、課税繰延メリットを測定するための税支出の測定方法に合わせるためには、公的年金が所得税負担に与える影響度合も加味する必要があります。左から2つ目の棒グラフうち、色の明るい部分に示されているように、公的年金によって6人すべての労働者の所得税額は大幅に減少します。実のところ、最高所得者を除くすべての労働者において、課税繰延効果よりも大きなメリットがあります。その理由は、公的年金制度がなければ、社会保障給与税の雇用主負担分（給与額の6.2%）は労働者の所得に含まれて課税対象になるとともに、雇用主負担分と従業員負担分を合わせた給与税相当額（給与合計の12.4%）も課税対象の投資口座に加算されることになり、そこから得られるすべての投資収益も課税対象となるからです。

左から3つ目の棒グラフに示されているように、公的年金は退職後の納税額にほとんど影響を与えません。「所得234千」だけが、公的年金が課税口座に置き換わった場合に納税額が増えます（生涯所得の0.1%）。

**公的年金の純生涯受給額** 4つ目の棒グラフの色の明るい部分は、公的年金による純受給額と所得税への影響額を合わせたものです。これを見ると、公的年金の生涯受給額は、最低所得者では高くなっていますが、所得額の増加に伴って急激に減少することが分かります。最高所得者と2番目の高所得者については、公的年金による正味の影響はほとんどなく、所得税負担額の減少というメリットが純給付金のマイナスでほぼ相殺される形になっています。

## 公的年金と課税繰延の合計は累進的

では、公的年金と課税繰延を合計したメリットは、所得層ごとにみてどのように分布しているのでしょうか。

4つ目の棒グラフは、複合効果を表しています。公的年金と課税繰延を合計した場合、メリットが最大となるのは最低所得者で、メリットは生涯所得の6.0%となっています。その上の4人の労働者については、所得額が増えるにつれてメリットが低下し、「所得122千」では生涯所得の1.3%にまで落ち込みます。最高所得者の場合、給付額は3.0%と跳ね上がります。（繰り返しになりますが、課税繰延による生涯メリットがこのようなパターンとなる原因は複雑ですが、本シリーズの次の記事でご説明するように、このパターンは労働者の限界税率によって引き起こされているわけではありません。）

これは「累進的」な制度の定義に当てはまります。つまり、所得分布の低い層ほど給付額がより厚くなる仕組みなのです。これらのシミュレーションから、生涯所得に占める割合で見ると、高所得者に提供される課税繰延を伴う企業年金制度によるメリットよりも、低所得者に提供される公的年金制度によるメリットの方が大きいことが分かります。

次回のICI Viewpointsでは、高所得者ほど課税繰延を伴う企業年金制度によるメリットが大きくなる理由についてご説明いたします。ヒント：その理由は、世間で最もよく挙げられているものではありません。

**補足資料：**

- » 「米国はいかに国民の退職後を支援しているかー“DC年金は高所得者優遇”という社会的通念への挑戦」  
[www.ici.org/whobenefits](http://www.ici.org/whobenefits)

**本シリーズのその他の記事：**

- » 米国はいかに国民の退職後を支援しているか：退職金制度を巡る「都市伝説」を検証する  
[www.ici.org/viewpoints/view\\_16\\_how\\_america\\_supports\\_01](http://www.ici.org/viewpoints/view_16_how_america_supports_01)
- » 米国はいかに国民の退職後を支援しているか：給付金は高所得者に「傾斜」しているわけではない  
[www.ici.org/viewpoints/view\\_16\\_how\\_america\\_supports\\_02](http://www.ici.org/viewpoints/view_16_how_america_supports_02)
- » 米国はいかに国民の退職後を支援しているか：課税繰延のメリットと税率の関係は意外に小さい  
[www.ici.org/viewpoints/view\\_16\\_how\\_america\\_supports\\_03](http://www.ici.org/viewpoints/view_16_how_america_supports_03)
- » 米国はいかに国民の退職後を支援しているか：貯蓄のインセンティブは「逆効果」ではない  
[www.ici.org/viewpoints/view\\_16\\_how\\_america\\_supports\\_04](http://www.ici.org/viewpoints/view_16_how_america_supports_04)

---

ピーター・J.ブレイディは、ICIのシニア・エコノミストです。